



[D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB\\_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf](#)

- ◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。  
「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版の「別添資料 11 業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き」

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

- ◇ 評価結果の通知：2026 年 6 月 5 日（金）までに個別通知  
提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

- ◇ 評価結果説明の取り止め：2023 年 6 月 30 日のお知らせに掲載  
（<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/consultant/2023/20230630.html>）のとおり、2023 年 7 月以降の単独型公示については評価結果の説明を取り止めます。

#### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針等：

- ① 業務実施の基本方針 16 点
- ② 業務実施上のバックアップ体制 4 点

(2) 業務従事者の経験能力等：

- ① 類似業務の経験 40 点
- ② 対象国・地域での業務経験 8 点
- ③ 語学力 16 点
- ④ その他学位、資格等 16 点

(計 100 点)

類似業務経験の分野	各種評価調査
対象国及び類似地域	タイ及び全途上国
語学の種類	英語

#### 5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：応募を排除する者はありませんが、本調査を受

注した法人及び個人は、当該技術協力プロジェクト等事業本体への応募・参加を認めません。

(2) 必要予防接種：特になし

## 6. 業務の背景

近年、タイでは PM2.5 による大気汚染がますます深刻化しており、公衆衛生及び国民の生活の質に重大な脅威をもたらしている。タイ政府は、PM2.5 の主な発生源として、農業残渣の野焼き、森林火災、産業活動、都市化、越境大気汚染（ヘイズ）などを特定している。気象条件や地理的要因により、特定の季節に PM2.5 濃度が人体に危険な水準まで上昇する傾向があり、例えばバンコクでは毎年 1 月～2 月、チェンマイ及び北部地域では 3 月～4 月にかけて高濃度となる。

天然資源環境省（MONRE）公害管理局（PCD）が発行した「タイにおける大気汚染及び騒音問題の現状 2023 年（State of Air Pollution and Noise issues in Thailand 2023）」によれば、2023 年の全国平均 PM2.5 年平均濃度は  $26 \mu\text{g}/\text{m}^3$  であり、2022 年から 30% 増加するとともに、タイの環境基準値（年平均  $15 \mu\text{g}/\text{m}^3$ ）を大きく上回っている。タイ国内の地域別に見ると、すべての地域で国の環境基準を達成できておらず、北部地域及びサラブリー県が最も高い  $33 \mu\text{g}/\text{m}^3$  を記録し、次いでバンコク首都圏（BMR）及び東北部地域がともに  $26 \mu\text{g}/\text{m}^3$  であった。

このようなタイにおける深刻な大気汚染の状況を受け、JICA は、MONRE/PCD を実施機関として、「持続的な PM2.5 予防・軽減のための大気管理プロジェクト」（協力期間 2022～2025 年の 3 年間）を実施し、BMR を対象として、効果的な大気質管理を支援するための科学的根拠に基づく政策及び対策の策定に取り組んだ。工業省工業局（DIW）は、同事業の合同調整委員会（JCC）の中核メンバーとして、PM2.5 発生源インベントリ作成のための産業データの提供や発電施設を含む産業部門からの PM2.5 排出削減に関する政策議論に重要な貢献を果たしてきた。同事業を通じ、産業、エネルギー、運輸、農業、林業、海運部門を横断する包括的な取組が、BMRにとどまらず、全国レベル、さらには越境レベルでも必要であることが明らかになった。2025 年 5 月には、JICA プロジェクトの支援を受けて PCD が策定した「第 2 次 PM2.5 国家行動計画（2025-2029）（Second National Action Plan on PM2.5 and Air Pollution）」が国家環境委員会（NEB）で承認され、2025 年 7 月内閣が承認し成立した。加えて、タイの大気質管理に関する法制度を強化するため、タイ初の包括的大気質管理法であるクリーンエア法

(Clean Air Act) の策定も進められている。

これまでのプロジェクト成果を基盤として、PCDの大気質管理能力をさらに強化するだけでなく、新たな国家行動計画及び関連戦略に沿った具体的な対策を実施するため、産業分野を所掌する DIW の実施能力を強化することが不可欠であることから、本事業が要請された。本事業では、PM2.5 濃度が比較的高く、多数の工場・事業所が立地し、固定発生源の寄与が大きいタイ東部地域へ対象地域を拡大し、タイの主要な温室効果ガス（GHG）排出源である産業分野を対象として PM2.5 大気汚染対策の実施能力の強化を目指す。加えて、GHG 排出削減といったコベネフィットも追及していく。

このような背景の下、本事業は、タイにおける PM2.5 対策の持続的な管理及び実施能力を強化することを目的として、PCD と DIW により共同で実施されるもので、大気質管理の強化にとどまらず、GHG 排出削減への貢献にも焦点をあて、メコン地域諸国との連携も強化し PM2.5 大気質管理促進のための域内協力を一層促進する。

本調査では、タイ国政府からの協力要請の背景・内容、同国の関係諸機関の能力・役割分担を確認のうえ、当該国における課題を特定し、プロジェクトの活動内容・実施体制を検討するための情報収集・整理・分析を行う。先方政府関係機関との協議を経て、協力計画を策定し、プロジェクトにかかわる合意文書締結を行う予定である。

## 7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の調査団員として派遣される JICA 職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画の策定及び評価6基準（妥当性、整合性、有効性、インパクト、効率性、持続性）に基づく事前評価に必要なデータ・情報を収集・整理するとともに、協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。また、準備・現地・整理業務の全工程は、ジェンダー平等を推進する視点に立って実施する。なお、JICA 事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。具体的担当事項は次のとおりとする。

### （1）準備業務（2026年6月中旬～下旬）

- ① 要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析により要請背景・内容

を把握し、我が国及び他援助機関のこれまでの協力状況・成果・課題も確認する。

- ② タイ側関係機関や他ドナー等に対する質問票（案）（英文）を作成する。作成した質問票（案）は、現地派遣前にJICAに提出する。
- ③ プロジェクトのPDM（Project Design Matrix）案、PO（Plan of Operations）案を検討する。
- ④ 調査団内の打合せ、対処方針会議等に参加する。

## （2）現地業務（2026年6月下旬～2026年7月中旬）

- ① JICAタイ事務所等との打合せに参加する。
- ② タイ側関係機関との協議及び現地調査に参加し、調査の目的・方法・手順等について説明を行う。また、他分野の団員と協力し、議事録を作成する。
- ③ 事前に配付した質問票への回答や上記②を通じ、情報・資料を収集・整理し、現状・課題を把握・分析する。具体的には以下のとおり。
  - ア) 要請背景・内容
  - イ) 関連する開発計画、政策、制度
  - ウ) 関連各組織
    - (a)所掌業務、組織体制、根拠法
    - (b)人員体制
    - (c)役割分担、中央・地方の連絡調整／指揮命令体制
    - (d)予算規模、内訳、予算獲得・配賦の仕組み
  - エ) 本プロジェクトに関連する他援助機関（FAO、WFP、EU、世界銀行、NGO等）の活動動向、連携の可能性
  - オ) ジェンダー視点に立った調査の実施

上記の調査分析をジェンダー視点に立って行うほか、タイ国のジェンダー主流化方針・体制、女性技術者の雇用・育成、能力・スキルの状況、関連法政策におけるジェンダー課題の位置づけ・取組状況、ジェンダー所管官庁、国際・地域 機関、NGOなどとの連携可能性等を把握する。把握したジェンダーに基づく課題・ニーズに対し、案件のPDM上の対応を提案する。
- ④ 調査結果に基づき、本プロジェクトの実施案（プロジェクトの協力期

間、実施体制、討議議事録（R/D：Record of Discussions）を他分野の団員とともに検討する。

- ⑤ 関係者との協議で合意された内容について、R/D（案）（英文）及び協議議事録（M/M：Minutes of Meetings）（案）（英文）の作成に協力する。特に、PDM（案）の成果指標の設定について、開発課題別の指標例及び代表的教訓レファレンス<sup>1</sup>を踏まえ、主担当としての検討及び取りまとめを行う。
- ⑥ 実施機関に対するR/D（案）を含むM/M（案）の説明に参加し、必要に応じて内容の説明、補足を行う。
- ⑦ 担当分野に係る調査結果をJICAタイ事務所等に報告する。

### （3）整理業務（2026年7月中旬～下旬）

- ① 報告会、打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ② プロジェクトを巡る状況分析や評価 6 基準の観点から、リスク管理チェックシート（案）に必要な情報を他分野の団員とともに取りまとめる。
- ③ 評価 6 基準の観点からプロジェクトを分析し、事業事前評価表（案）を作成し、その取りまとめに協力する。
- ④ 担当分野にかかる詳細計画策定調査報告書（案）を作成するとともに、他の担当分野の業務従事者が作成する報告書（案）を含めた全体の取りまとめに協力する。

## 8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

### （1）業務完了報告書

2026年7月31日（金）までに提出。

次の①～②、及び収集資料一式を添付し、電子データにて提出する。

- ① 事業事前評価表（案）（和文・英文）

---

<sup>1</sup> 技術協力 開発課題別の指標例及び代表的教訓レファレンス | 事業評価 | 事業・プロジェクト - JICA

- ② 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版の「X I. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

### （1） 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃を見積もってください。

航空経路は、日本⇒バンコク⇒日本を標準とします。

## 10. 特記事項

### （1） 業務日程／執務環境

#### ① 現地業務日程

現地業務は2026年6月28日～7月11日を予定しています。

本業務従事者は、JICAの調査団員に1週間先行して現地調査の開始を予定しています。

#### ② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

ア) 総括（JICA）

イ) 協力企画（JICA）

ウ) 大気汚染対策（JICAが別途契約するコンサルタント）

エ) 評価分析（本コンサルタント）

#### ③ 便宜供与内容

JICAタイ事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎：あり

イ) 宿舍手配：あり

- ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供（JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。）
- エ) 通訳備上：なし
- オ) 現地日程のアレンジ：JICA が必要に応じアレンジします。なお、JICA 団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。
- カ) 執務スペースの提供：なし

## (2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料（ア）を JICA 地球環境部環境管理・気候変動対策グループ環境管理・気候変動対策第一チーム担当から共有します。配布を希望される方は代表アドレス ([gegem@jica.go.jp](mailto:gegem@jica.go.jp)) 宛にメールをお送りください。また、以下の資料（イ～エ）は JICA のウェブサイトで公開されています。

### ア) 要請書

- イ) Final Report, Research Project on “A Study in Urban Air Pollution Improvement in Asia”, Nguyen Thi Kim Oanh, Asian Institute of Technology, October 2017, [https://www.jica.go.jp/jica-ri/ja/publication/booksandreports/20171031\\_01.html](https://www.jica.go.jp/jica-ri/ja/publication/booksandreports/20171031_01.html)

- ウ) アジアにおける都市大気環境の改善に向けてーバンコク首都圏における微小粒子物質（PM2.5）に関するケーススタディとその政策的含意ー、JICA 研究所ポリシーノート No.6、2020 年 3 月、[https://www.jica.go.jp/jica-ri/ja/publication/policynotes/policy\\_note\\_06.html](https://www.jica.go.jp/jica-ri/ja/publication/policynotes/policy_note_06.html)

- エ) 「タイ国持続的な PM2.5 予防・軽減のための大気管理プロジェクト」業務完了報告書 2025 年 9 月、<https://libopac.jica.go.jp/images/report/1000055911.pdf>

## (3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1 名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA タイ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業

務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。  
<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 発注者、受注者との間で業務仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができます。
- ⑤ 本業務については先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定します。
- ⑥ 公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

以上